

[事案 2023-19] 転換契約無効請求

- ・令和 6 年 1 月 9 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 13 年 4 月に契約した終身保険（契約①）を、平成 23 年 10 月に組立型保険（契約②）に転換した。しかし、以下の理由により、契約②を無効とし、契約①に戻してほしい。

- (1) 契約②の申込みの際に、契約①の貯蓄性に優れているという最大の利点が転換により失われることの説明がなかった。また、契約②について、10 年後の継続契約時に保険料が高くなること、契約①よりも保険料支払期間が長くなること、死亡保険金 300 万円が無効になることの説明がなかった。
- (2) 募集人から十分な説明がされていれば、契約①を継続した上で契約②の利点として強調されていた介護保障等については別途契約するなどの方法を選択できた。
- (3) 保険会社は、平成 23 年 10 月の土曜日に契約②の申込手続が行われたと主張するが、申込手続を行ったのは平日だった。また、面接士が面会したと主張しているが、その事実はなく、面接士の存在は今回初めて知った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申込手続時、転換比較表を用いて、転換前後の保障内容の比較や転換制度により転換前契約は消滅することなどを説明した。
- (2) 契約②は積立保険が付加されており、募集人は申立人が重んじていた「貯蓄」という意向に沿った提案をした。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁判審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。